

国税庁ホームページで

所得税の確定申告書が作成できます！

- 国税庁ホームページの「所得税の確定申告書作成コーナー」をご利用になれば、所得税の申告書を簡単に作成することができます。是非、ご利用ください。

<http://www.nta.go.jp>

広島国税局・税務署



町県民税の申告が必要な人

平成16年1月1日現在、熊野町内に住所がある人で、次の各項に該当する人は、申告書を提出しなければなりません。ただし、所得税の確定申告をした人は不要です。

- 平成15年中に営業、農業、配当、不動産などの給与以外の所得がある人（20万円以下）の所得税の確定申告は不要ですが、町県民税は必要です。
  - 平成15年中に退職した人
  - 雑損控除、医療費控除、寄付金控除（一定制限有り）などを受けようとしている人
  - 熊野町に住所はないが、町内に事務所や家屋敷がある人
- 《申告に必要なもの》
- ・ 印鑑
  - ・ 社会保険、生命保険、損害保険などの領収書、支

払保険料の証明書

※次の社会保険の支払証明書が必要な人には、次の部署で発行されます。

- 国民健康保険税 ↓ 住民課
- 介護保険料 ↓ 福祉課
- 国民年金保険料 ↓

広島南社会保険事務所  
TEL 253-7710

◆ 医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書、明細書、保険などで補てんされる金額の明細書

◆ 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳

◆ 源泉徴収票など、各所得（収入）金額のわかるもの

◆ 筆記用具、電卓等計算用具

国民健康保険税(国保税)の  
簡易所得申告は住民課で

国民健康保険に加入している世帯は、原則として全ての加入世帯員の収入を申告していただく必要があります。中でも、国保税の簡易所得申告が必要な人は、次のとおりです。

- ① 確定申告及び町県民税の申告を必要としない人
    - ◆ 《申告に必要なもの》
    - ◆ 各所得（収入）のわかるもの（源泉徴収票など）
    - ◆ 印鑑
    - ◆ 《国保税の軽減》
  - ② 遺族年金、障害者年金、福祉年金を受給している人
  - ③ 各種扶助料・各種手当などを受給している人
  - ④ 疫病その他の事情により平成15年中に所得が全くなかった人
- 簡易申告をすることによって、国保税が軽減されることもあります。必ず申告してください。

県民税・国保税申告出張会場日程

対象地区	相談日	会場	時間
呉地・中溝・萩原・出来庭・城之堀	3月4日 (木)	町民会館	9:00~12:00 13:00~16:00
川角・平谷・石神・貴船・神田・柿迫・東山	3月3日 (水)	西公民館	
初神・新宮	3月2日 (火)	東公民館	

※この期間中、役場税務課での相談は行っていませんので、各会場へお越しください。

ご相談・お問合せ  
税務課・住民課では、表の日程で町県民税・国保税の申告の出張会場を設けます。申告方法やその他わかりにくいことなど、お気軽にご相談ください。

問合せ先  
税務課 TEL 820-5603  
住民課 TEL 820-5604